附　則

1　この告示は、平成二十八年において行われる技術検定から適用するものとし、平成二十七年において行われる技術検定については、なお従前の例による。

2　職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第百八十号。以下同じ。）の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を鉄工、とび、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、型枠施工、鉄筋施工又はコンクリート圧送施工とするものに合格した者（同法による技能検定のうち検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第二百四十八号）による改正前の職業訓練法施行令による鉄筋組立てとするものに合格した者を含む。）は、第十八号に定める者とみなす。

3　職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を建築板金、石材施工、建築大工、左官、れんが積み、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、スレート施工、熱絶縁施工、カーテンウオール施工、サッシ施工、ガラス施工、表装又は塗装とするものに合格した者（同法による技能検定のうち検定職種を職業能力開発促進法施行令及び地方公共団体手数料令の一部を改正する政令（昭和六十一年政令第十九号）による改正前の職業能力開発促進法施行令による石工（選択科目を「石張り作業」とするものに限る。）、床仕上げ施工又は天井仕上げ施工とするものに合格した者を含む。）は、第十九号に定める者とみなす。

4　職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を配管とするものに合格した者（同法による技能検定のうち検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第九十八号）による改正前の職業訓練法施行令による空気調和設備配管若しくは給排水衛生設備配管とするものに合格した者、職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和四十五年政令第二百六十五号）による改正前の職業訓練法施行令による配管とするものに合格した者又は同法附則第二条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）による技能検定のうち検定職種を配管工とするものに合格した者を含む。）は、第二十二号に定める者とみなす。

5　職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を造園とするものに合格した者は、第二十三号に定める者とみなす。

6　この告示の適用の際現に廃止前の建設業法施行令第二十七条の五第二項第二号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（平成十七年国土交通省告示第六百九号）第十四号に該当している者及びこの告示の適用の際現に廃止前の建設業法施行令第二十七条の五第二項第三号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（平成十七年国土交通省告示第六百十一号）第十六号に該当している者は、第二十四号に定める者とみなす。

○国土交通省告示第千百九十八号

建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第八十三号）の施行に伴い、及び建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の三第三号の規定に基づき、建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十二月十六日　　国土交通大臣　石井　啓一

建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件の一部を改正する告示

建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件（平成十七年国土交通省告示第千四百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一号の表に次のように加える。

解体工事業	一　平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級のとびとするものに合格した者 二　平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級のとびとするものに合格した者であってその後解体工事に関し一年以上実務の経験を有するもの 三　建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年省令第八十三号）の施行の際現にとび・土工・コンクリート工事に関し建設業法（昭和二十四年法律第百号）第七条第二号イ又はロに該当している者

第二号中「前号」を「第一号から第三号」に改め、同号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　許可を受けようとする建設業に関し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専修学校の専門課程を卒業した後三年以上実務の経験を有する者で在学中に建設業法施行規則第一条に規定する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定（平成六年文部省告示第八十四号）第二条に規定する専門士を称するもの

三　許可を受けようとする建設業に関し学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後五年以上実務の経験を有する者で在学中に建設業法施行規則第一条に規定する学科を修めたもの

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一号の改正規定は、平成二十八年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第千百九十九号

建設業法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四百二十号）の施行に伴い、及び建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を次のとおり定める。

なお、建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（平成十七年国土交通省告示第六百十三号）は廃止する。

平成二十七年十二月十六日　　国土交通大臣　石井　啓一

建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の七の規定に基づき、国土交通大臣が定める期間は、二級の技術検定（以下「技術検定」という。）の学科試験に係る合格発表の日の属する年度の末日から起算して十一年以内であって当該学科試験と種目（建設機械施工、土木施工管理又は建築施工管理にあっては、種目及び種別）を同じくする技術検定の実地試験を受験した日の属する年度の末日から起算して一年以内とする。

附　則

1　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　この告示は、平成二十八年において行われる技術検定の学科試験に合格した者から適用するものとし、平成二十七年において行われる技術検定の学科試験に合格した者については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第千二百号

建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）の施行に伴い、及び建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条第二号イの規定に基づき、建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十二月十六日　　国土交通大臣　石井　啓一